

京都市移住ポータルサイト「住むなら京都」リニューアル業務 仕様書

1 委託業務の名称

京都市移住ポータルサイト「住むなら京都」リニューアル業務（以下「本業務」という。）

2 委託期間

委託契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 本業務の背景・目的

(1) 背景

人口減少の更なる進行により、本市の人口は2040（令和22）年に約134万人まで減少すると予想されており、国全体として人口減少局面にある中、活力ある持続可能なまちであり続けるためには、人口の維持に向けた対策が不可欠である。

本市は「大学のまち・学生のまち」として、全国から多くの学生が学んでいるが、卒業とともに、東京や大阪などへの就職によって転出している状況にあり、また、子育て等のライフステージの変化に応じて、住宅購入意欲が高まる30歳代では、滋賀県や京都府南部地域などの周辺都市への転出が顕著となっている。

(2) 目的

移住に関する様々な情報を発信しているポータルサイト「住むなら京都」のデザイン等をリニューアルし、移住検討者にとって、京都移住に向けた情報収集が容易にでき、使いやすいものを構築することにより、若者・子育て層の市外転出防止や市外からの呼び込みをはじめ、多様な世代の方々に向けて京都で暮らす魅力を伝えていく。

加えて、ポータルサイトのリニューアルに合わせて、UIJターン経験者の体験談を紹介するインタビューを発信し、移住やUIJターンに当たって、若者が抱く、京都で暮らし、働くことへの不安を解消することを通じて、暮らし、働くまちとしての京都の認知度を向上させることを目的とする。

(3) ターゲット

本事業では、下記4に示す業務内容に応じて、以下のとおりターゲットを設定している。

ア リニューアルするポータルサイト「住むなら京都」のターゲット

リニューアルを行ったとしても、現行のポータルサイト同様に、年齢や性別、居住地等を問わず、幅広い方が京都への移住に向けた情報を収集するサイトとするため、特定のターゲットの設定はしない。

しかしながら、本市の人口に関して、若者・子育て層が市外流出している状況を踏まえれば、とりわけ、若者・子育て層から共感を得やすい内容とするなど、若者・子育て層を意識する必要がある。

イ UIJターン促進に向けたインタビュー記事のターゲット

インタビュー記事については、20代後半から30代前半の若者をターゲットとする。

また、ターゲットの居住地としては、大学卒業後の転出先として、東京都及びその近隣県が大多数であることを考慮するものの、居住地そのものに制限は加えない。

さらに、ターゲットの中でも、京都への移住につながりやすい層として、京都にゆかりのある若者をメインターゲットとする。

なお、「京都にゆかりがある若者」とは、京都市出身、京都の大学出身など、何らかの形で、京都で暮らしていた、あるいは京都を生活圏としていたことがある若者をいう。

4 委託内容

(1) ポータルサイト「住むなら京都」のリニューアル

ア 現行ポータルサイトの課題等分析

(ア) 現行ポータルサイトの閲覧状況や構成、デザイン等を分析することにより、課題などを明らかにするとともに、その解決方法を調査・分析すること。

(イ) 他の移住関連サイト等の機能、サイト構成、表示方法、デザイン、ユーザビリティ、アクセシビリティ、セキュリティ等に係る優れた点やユニークな点等について、調査・分析すること。

(ウ) 調査等の結果を報告書として取りまとめるとともに、リニューアルを行うに当たって、課題等の解消を図ること。

イ ポータルサイトのリニューアルに係る基本方針・機能要件

(ア) 既存のコンテンツを再整理するとともに、今後、随時作成される情報も本市担当者や本市が指定する者がリニューアル後のサイトに容易にアクセスできるよう、カテゴリによるコンテンツの分類を行うこと。また、以下の機能は必須とするが、外部サービスとの連携は可能とする。

- ・ 記事等へのタグ付け機能
- ・ 移住相談に係る問合せフォーム機能
- ・ イベント等の申込み及びアンケートフォームを作成する機能（当該フォームには自動集計機能を備えること。）

(イ) 上記（ア）を踏まえ、トップページや下層ページの作成・デザインやサイトマップの再構築を行うこと。

なお、現在のトップページでは、以下6個のコンテンツメニューを表示しているが、これを移住検討者が「しごと」、「すまい」の情報にアクセスしやすいものとなるよう配慮すること。

<コンテンツメニューの変更例>

現行	リニューアル後
○ 京都に暮らす魅力	○ 京都の魅力
○ 京都暮らし方（カタ）ログ	○ 京都を選んだ理由（インタビュー）
○ 移住に役立つ情報	○ 暮らし・すまい
○ 移住の進め方	○ しごと
○ 移住に関するQ&A	○ 京の田舎暮らし
○ 京の田舎暮らし	○ 移住の進め方・Q&A

(ウ) 本市が収集する移住関連動画をサイト上で表示できるようにすること。

(エ) 住宅、仕事、子育て、地域情報など、移住検討者が関心を持つ分野の情報を扱う各

- 種インターネットサイト等と効果的な連携を行うこと。
- (オ)市内の各地域の魅力について、行政区ごとを基本単位として効果的に発信すること。
なお、北部山間地域については、現行ポータルサイトの「京の田舎暮らし」のページを基本として作成すること。
- (カ)本市で暮らし、働くことの魅力を伝えるとともに、移住への不安を払しょくすることを狙いとして、インタビュー記事等により移住者の声を紹介すること。その際には、現行ポータルサイトに掲載しているインタビュー記事についても新たなポータルサイトへ移行させ活用すること。
なお、新たなインタビュー記事の作成については下記(2)のとおりとする。
- (キ)新たなポータルサイトの内容を集約したパンフレット(A3サイズ、両面)を作成のうえ、サイト上でダウンロードできるようにするとともに、加工可能な同パンフレットのデータを提供すること。
- (ク)アクセシビリティ、ユーザビリティに配慮し、ポータルサイト利用者及び本市への移住に関心のある方に好感を持たれるような魅力的なページとすること。
- (ケ)デザインの工夫や、写真、イラスト、アイコン等の使用、文字の大きさ、配置、配色等を考慮し、ポータルサイト利用者が見やすく親しみやすいものとする。
- (コ)CMSを導入し、今後、本市担当者等がコンテンツの作成・更新を容易にすることができるようにすること。
なお、CMSはインターネット環境での利用を想定している。ただし、本市はインターネット環境を分離しており、仮想環境(SBC)からの利用が可能であること。
- (サ)カテゴリごとにアクセス制限を設定できるようにすること。
- (シ)「日本工業規格(JIS) JIS X 8341-3:2016」のウェブアクセシビリティ適合レベルAAを準拠すること。
- (ス)スマートフォンやタブレットでは、レスポンシブルデザインにより、自動的にサイズ変更が行われ、レイアウトが適切に表示されること。また、ページによって表示領域及び行間等が変わることなく、URLはパソコン用のページと同一であること。
- (セ)対応ブラウザとしてWindowsは、Microsoft Internet Explorer 11.0以上、Microsoft Edge 最新版、Google Chrome 最新版、Firefox 最新版に対応していること。Macintoshでは、Safari 最新版、Google Chrome 最新版、Firefox 最新版に対応していること。また、スマートフォン向けサイトにおいては、iOSではSafari 最新版、AndroidOSではGoogle Chrome 最新版に対応していること。
- (ソ)コンテンツの充実やセキュリティ対策が適切に講じられるよう、また、事業の継続判断が可能となるよう、毎日のアクセス件数の把握が容易にできるようにすること。
- (タ)統一したデザインのヘッダーとフッターなど、グローバル・ナビゲーションを表示すること。
- (チ)SEO対策(検索エンジン最適化)を行うこと。
- (ツ)パソコン向けサイトはパソコンの標準的な回線速度において、スマートフォン向けサイトはスマートフォンの標準的な回線速度において、各ページが2秒程度で表示されるように努力すること。また、本市から指摘があった場合は、表示速度を速めるよ

う努力すること。

(テ) 各種 OS 及びブラウザにおいて、全てのページが適切に表示でき、各リンクへの遷移やシステム等の動作が正しくなされるかを検証すること。

(ト) バナーデザインを作成すること。

(ナ) 常時 SSL (全ページ https 化) に対応していること。

(ニ) ポータルサイトの改修に合わせ、ポータルサイトのドメインを「.com」から「.lg.jp」に変更すること。その際には、本市と協議のうえ、URL も移住サポートセンターのポータルサイトであることが明瞭なものに変更すること。

(例. <https://kyoto-city-iju-support-center.lg.jp> など)

(ヌ) 本市公式の SNS アカウント (京都市移住サポートセンター) との連携を図ること。

(ネ) 既存のコンテンツ作成システムの更新状況に留意して、再構築すること。

ウ システムの要件

(ア) サーバについては、レンタルの場合を含め、受託者において調達すること。

(イ) ポータルサイトの構築や各種テスト、運用開始に当たっては、本市だけでなく、現行のポータルサイト保守管理業者とも調整し、実施すること。

エ マニュアル作成・引継ぎ等

(ア) 運用開始後に、市担当者や保守管理業者が随時更新できるよう、更新方法等を分かりやすく記載した操作マニュアルを作成すること。

(イ) 操作方法等の慣熟のため、運用開始までの間に市担当者及び移住サポートセンター運營業務受託者を対象とした操作方法の説明・研修会を行うこと。

(ウ) 運用開始後の一定期間は、操作方法等に関する問合せに対応する体制を取ること。

(エ) 本委託業務完了までに、市担当者及び移住サポートセンター運營業務受託者に、適切に引継ぎを行うこと。

なお、本件業務の実施に当たっては、「電子計算機による事務処理等 (システム開発・保守) の委託契約に係る共通仕様書」(別紙 1) を参照すること。

(2) U I J ターン促進に向けたインタビュー記事の作成

ア 基本的な考え方

- ・ 京都で暮らすこと、働くことへの不安を解消し、京都移住に向けた具体的な行動を促すためのコンテンツであり、京都への U I J ターン経験者のインタビューを通じて制作する。
- ・ 東京圏など、京都市以外のまちで生活する 20 代後半から 30 代前半の若者をターゲットに制作、発信するものであり、当該世代の若者が親近感を持ち、自己投影しやすいものとする。
- ・ インタビューについては、ポータルサイトで発信することを前提に、1 本当たり、本文は 1,500 字程度、写真等の画像は 5 枚程度として構成する。
- ・ 制作する本数については、概ね 5 本程度を想定しているが、記事の内容等を踏まえて、製作本数は調整することがある。

イ インタビュー対象者

- ・ 京都市への U I J ターンを促進するうえで、若者をターゲットとしたコンテンツと

するため、インタビュー対象者は基本的にU I J ターンした若者とする。

- ・ ターゲットとの年齢層が近い、移住してから数年内であるなど、ターゲットが親近感を持ちやすい人物とすること。
- ・ インタビュー対象者の具体例としては、以下のとおり

① 京都の大学卒業後、東京の大手企業に就職 転職を考え始めた時に、学生時代を過ごした京都を思い出し、京都企業へ転職
② 高校卒業後、東京の大学に進学し、そのまま東京で就職 いつかは出身地の京都に戻りたいと考えていて、30歳を目前に京都へ移住
③ 地方都市出身・在住で、京都とゆかりはなし 東京ほどではないが大きな街での生活にあこがれがあり、京都を移住先に決め、京都で起業

- ・ インタビュー対象者については、性別や京都とのつながり、これまでのキャリア、移住後の生活などが多様なものとなるよう配慮し、受託者において候補を選定し、本市の確認を受けること。
- ・ インタビュー対象者との連絡調整などは、受託者において実施すること。
- ・ インタビューの実施に当たっては、実施日の10日前（閉庁日を除く。）までに、対象者や実施場所、日時のほか、聴取予定の内容、取材体制等を記したインタビュー計画書を作成し、事前に本市の確認を得ること。
- ・ 取材協力等の謝礼など、インタビュー実施に当たって必要となる経費がある場合は、本契約の委託料から支払うこと。

ウ インタビュー記事の構成

- ・ 移住経験者へのインタビューのほか、インタビュー内容に関連する「しごと」や「すまい」の支援策等の紹介により構成する。
- ・ インタビューについては、1,500字程度の記事とすることを前提に、以下の項目に基づき実施すること。その他の聴取項目については、インタビュー候補者の経歴や有するストーリーを踏まえ、適切に追加すること。

① 略歴、U I J ターンのきっかけ、U I J ターンに向けて取り組んだこと 等
② 京都を移住先に選んだ理由、京都との関係 等
③ 現在の京都での生活の様子（しごと、家庭、余暇等）等
④ U I J ターンの感想、これからU I J ターンを考える方へのメッセージ 等

- ・ インタビュー記事にはインタビューの様子のほか、インタビュー対象者の現在の働き方、暮らし方など、インタビュー対象者の日常を感じることができる写真・画像を掲載すること。
- ・ 「しごと」や「すまい」の支援策等を記事の末尾等で紹介すること。
- ・ 「しごと」探しや「すまい」探しに役立つ本市の関連ホームページとしては、以下のものがあるほか、「しごと」や「すまい」に関して、令和4年度から新たに組み込む事業により構築される成果物等も活用すること。

（参考1）関連HP

○ 京のまち企業訪問 https://www5.city.kyoto.jp/kigyo/kg_101.cgi?CT=10

○ 京すまいの情報広場 <https://miyakoanshinsumai.com/> など

(参考2) 令和4年度からの新たな取組

○ 京都版「新卒就職・採用情報サイト」構築業務

○ 多様なニーズに応える住情報発信の強化 など

エ 原稿の作成・校正及びポータルサイトへの掲載

- ・ 取材後は速やかに、本市へ取材の終了報告を行うとともに、原稿作成を行うこと。
- ・ 作成した原稿については、本市の校正を受けること。校正作業については2回を想定している。
- ・ 校了後の原稿については、ポータルサイトのインタビュー関連のページへ掲載することとし、ポータルサイトへの掲載イメージについても、原稿同様に京都市の確認を受けること。
- ・ コンテンツの初回掲載については、ポータルサイトのリニューアルの運用開始と合わせて実施することとし、その後のコンテンツの掲載時期については、本市とも相談のうえ、適切な時期に掲載すること。
- ・ 求めに応じて、加工可能な原稿データを提供すること。

なお、上記4(1)及び(2)を実施するに当たっては、本市の移住相談窓口やポータルサイトの管理等を行う「京都市移住サポートセンター「住むなら京都」運営業務」との調整が必要となる。そのため、本市及び運営業務受託者とも調整のうえ、当該業務の運営に支障が生じることのないよう、十分に配慮すること。

5 委託業務履行場所

受託者の申請により、本市が認めた場所とする。

6 業務の再委託

受託者は、本委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、本委託業務の一部については第三者に委託することができるが、この場合は再々委託までとし、受託者は再(々)委託先及び委託の範囲について、書面により本市の承認を得なければならない。

7 業務の実施計画

委託契約締結後速やかに、業務実施計画書として、業務実施スケジュール及び業務実施体制(体制図)、関係者の連絡先等を作成・提出し、本市の承認を得るものとする。また、業務の実施に当たっては、本市と十分協議したうえで行うこととする。

なお、主なスケジュールとしては、以下のとおり想定している。

令和4年12月まで	操作方法の説明・研修会
	新たなポータルサイトの運用開始
	UIJ ターン促進に向けたコンテンツ発信(3本程度)
令和5年1月～3月	UIJ ターン促進に向けたコンテンツ発信の追加(月1本)
	引継ぎ

8 業務履行場所の整備

上記5に定める委託業務履行場所における、事務什器等の事務環境は受託者の負担で用意するものとする。また、電話等の通信費用及び消耗品等についても受託者の負担とする。

9 納品物及び検査完了条件

(1) 納品物及び納品方法

	名称	納品形態・部数等	備考
ア	ポータルサイト設計書	・紙（A4両面印刷） 3部 ・データを保存したCD-R 1枚	
イ	ポータルサイト操作マニュアル	・紙（A4両面印刷） 3部 ・データを保存したCD-R 1枚	
ウ	その他ポータルサイトに関連するドキュメント、テンプレート、画像・コンテンツデータ等一式	・データを保存したCD-R 1枚	サーバ内にも別途、保存、格納すること。
エ	調査分析報告書	・紙（A4両面印刷） 1部 ・データを保存したCD-R 1枚	データの納品は、電子メールでの送付も可とする。
オ	インタビュー実施報告書	・紙（A4両面印刷） 1部 ・データを保存したCD-R 1枚	データの納品は、電子メールでの送付も可とする。
カ	上記のほか、業務完了届とともに納品・提出する必要があるもの		

(2) 検査

ポータルサイト構築については、本市の立会いの下で、令和4年11月30日までに動作の確認を実施する。

令和5年3月31日までに全ての業務を完了したうえで、上記9（1）で定める納品物及び業務完了届を提出し、本市の実施する検査に合格したことを持って業務完了とする。

10 委託費用の支払い

全ての委託業務が完了し、本市の実施する検査に合格した後、受託者からの請求により、一括して支払う。

11 著作権に関すること

- (1) 本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。また、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じるなど問題が発生した場合には、受託者の責において解決するものとする。
- (2) 本業務の成果物等の著作権については、本市に帰属する。また、受託者は、本業務の成果物等の作成に関して取得した著作人格権について、本市に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって本市又は第三者に侵害を及ぼしたときは、本市及び損害を受けた第三者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負うものとする。

12 留意事項

- (1) 仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と協議し、その決定に従うこと。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た個人情報については、京都市個人情報保護条例第 13 条第 2 項等に基づき、適正に管理し取り扱うこと。また、本業務が完了した後においても、同様とする。

なお、本件業務の実施に当たっては、「個人情報の取扱いに関する仕様書」（別紙 2）を参照すること。
- (3) 受託者は、本仕様書に記載されている事項のほか、本市の条例や規則等を遵守すること。